

世田谷区水道法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区水道法施行細則（平成１６年６月世田谷区規則第５５号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項及び第１６号様式中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

- １ この規則は、公布の日から施行する。
- ２ この規則の施行の際、この規則による改正前の第１６号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。